

境港市下水道料金等審議会条例

平成元年 7 月 1 日 条例第20号

改正 平成 2 年 6 月 30 日 条例第15号
平成 9 年 12 月 19 日 条例第26号
平成12年 3 月 30 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、公共下水道使用料金及び公共下水道受益者負担金の額(以下「料金等」という。)について審議するため、境港市下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、料金等に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該料金等について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年条例 1 号〕

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

一部改正〔平成 2 年条例15号・ 9 年26号〕

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 6 月 30 日 条例第15号)

この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 19 日 条例第26号)

この条例は、平成10年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月 30 日 条例第 1 号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

公 共 下 水 道 の 使 用 料

公共下水道を使い始めると、汚水の量に応じて「公共下水道使用料」を納めることになります。みなさまから納めていただいた使用料は、汚水を処理する処理場や下水道管などの維持管理の費用と、施設整備の際に借り入れた費用の返済の一部にあてられます。

◆ 使用水量の決め方

公共下水道の使用水量は、原則として上水道の使用水量（検針の水量）です。

井戸水を使用する場合などは、世帯人数や使用形態などを考慮して使用水量を認定します。

◆ 使用料の計算方法

◎料金表（2か月あたり・消費税8%を含む）

平成26年4月改定

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料
基本使用料	20m ³ まで	2,808 円
超過使用料	20m ³ を超え 40m ³ までの分	183.60 円
	40m ³ を超え 100m ³ までの分	207.36 円
	100m ³ を超え 200m ³ までの分	266.76 円
	200m ³ を超え 1,000m ³ までの分	313.20 円
	1,000m ³ を超え 2,000m ³ までの分	326.16 円
	2,000m ³ を超える分	338.04 円

◎計算例（2か月の使用水量が40m³の場合）

基本使用料 20m³まで 2,808 円 ①

超過使用料 20m³を超え40m³までの分 183.60 円 × 20m³ = 3,672 円 ②

使用料合計(①+②) = 6,480 円

◎使用料早見表（2か月あたり・消費税8%を含む）

使用水量 20m ³ まで 2,808 円					
使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
30m ³	4,644 円	70m ³	12,700 円	110m ³	21,589 円
40m ³	6,480 円	80m ³	14,774 円	120m ³	24,256 円
50m ³	8,553 円	90m ³	16,848 円	150m ³	32,259 円
60m ³	10,627 円	100m ³	18,921 円	200m ³	45,597 円

◆ 納付の方法は

2 か月ごとに上水道の検針があります。検針の翌月の下旬に納入通知書を送付しますので、請求月の月末の納期限日までに、金融機関窓口で納付または口座振替で納付してください。

◎便利で確実な「口座振替」を、ぜひご利用ください。

お申し込みは、「口座振替依頼書」を市役所に郵送または市役所窓口へ提出してください。

境港市指定金融機関の窓口で申し込む場合は、通帳・届出印をご用意され、金融機関に備えてある「口座振替依頼書」で申し込んでください。

※郵便局（ゆうちょ銀行）では、口座振替のみ取扱いしています。

※境港市では、水道料金は米子市水道局から、公共下水道使用料は境港市役所下水道課から、それぞれ別々に請求されます。すでに水道料金の口座振替を行っている場合でも、新たに市役所に公共下水道使用料の口座振替をお申し込みください。

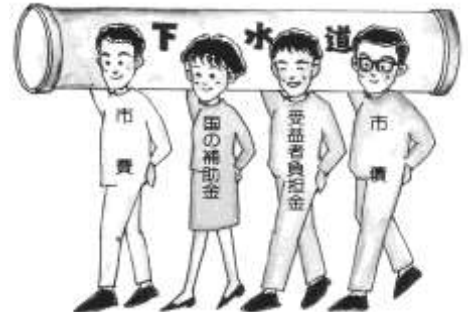
公共下水道整備をささえる受益者負担金

住みよいくらしを生み出す公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。この費用は、国の補助金や市債という借入金、みなさまが納められた税金などの市費、そして、公共下水道の利益を受ける人が負担する「受益者負担金」によってまかなわれています。

◆ 受益者負担金とは

下水道は、道路や公園など一般の公共施設とはちがい、利用できるようになる地域が限られています。限られた地域の下水道のために一般の人が納めた市税等の税金だけを使うと、下水道を利用できない人にとっては公平ではありません。

そこで、下水道の利益を受ける人たちに整備費の一部を負担していただき、より一層の整備促進につなげようというのが、「受益者負担金」の制度です。（都市計画法第75条）



◆ 受益者は 申告で決定

公共下水道の整備が終わった地域から順番に、それぞれの土地（公共汚水柵が設置されていない土地も含まれます。）に対して一度だけ受益者負担金を賦課（請求）していきます。

負担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として、公共下水道が整備された地域の土地の所有者です。なお、協議により借家人などの権利者も受益者となることができます。

受益者や受益面積などは申告に基づいて決定します。あらかじめ公簿で調べてから、その年に賦課される土地の所有者に宛てて、5月に、地番や面積を記入した「公共下水道事業受益者申告書」を郵送します。内容を確認して負担金を納める人が署名して提出してください。

※賦課された後で、売買などで所有者が変わったときは、「公共下水道事業受益者異動申告書」の提出により受益者（負担金を納める人）を変更することができます。新旧の所有者双方がご了承のうえで、希望される場合は下水道課までお知らせください。

◆ 納める金額は

土地の広さと、市条例で定められた負担区及び単位負担金額によって決まります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

（例）第6負担区（単位負担金額 420 円/m²）に 330 m²（約 100 坪）をお持ちの場合、

$$420 \text{ 円} \times 330 \text{ m}^2 = 138,600 \text{ 円} \Rightarrow \text{負担金総額 } 138,600 \text{ 円}$$

◆ 納付の方法は

8月上旬に納入通知書を送付しますので、金融機関窓口または口座振替で、年4期×5年、計20回に分けて納付してください。

◎お得な一括納付を、ぜひご利用ください。

各年の第1期納期限（8月末日）までに、1年分または残りの全額をまとめて納付すると、前納年度に応じて「**報奨金**」の交付＝**割引**があります。（第1期分は計算の対象外です。）

期別	納期限
第1期	8月末日
第2期	10月末日
第3期	12月28日
第4期	2月末日

前納年度	5年分	4年分	3年分	2年分	1年分
報奨金の率	20%	16%	12%	8%	4%

（例）負担金 138,600 円を一括で全納（初年度の8月中に全額納付）すると・・・

$$\text{割引額 } 26,200 \text{ 円} \quad (138,600 \text{ 円} - \text{第1期分 } 7,500 \text{ 円}) \times 20\% \Rightarrow \text{支払額 } 112,400 \text{ 円}$$

※口座振替は期別ごとに行いますので、一括納付による報奨金の交付＝割引はありません。

◆ 負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金は、公共下水道が整備された全ての土地に賦課されますが、その土地または受益者の状況により、「減免」（支払義務を免除または負担金額を減額）したり、「徴収猶予」（負担金の請求を先送り）する場合があります。それぞれ、受益者からの申請が必要です。

- (1) 減免・・・公共性の高い私道、墓地、境内地、社会福祉施設、自治会施設など
 ※減免の率は、減免事由によって定められています。
- (2) 徴収猶予・・・登記地目及び現況が宅地以外である土地など、受益者の状況が下記の事由にあてはまる場合

受益者負担金の徴収猶予基準

事 由	徴 収 猶 予 の 期 間	摘 要
農地	農地法第4条及び第5条に規定する許可があった日までの期間又は宅地化するまでの期間	すでに許可済のものは、その転用目的の地目とする。
山林・原野・雑種地等	宅地として使用又は使用できる状況に転用するまでの期間	
災害・盗難・その他の事故	その程度に応じて3年以内	消防署・警察署のり災証明書等が取得できるもの
係争地	受益者の決定（判定）までの期間	訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること
生活保護法に規定する被保護者	生活保護法による適用期間	
実状により市長が必要と認める場合	市長が必要と認める期間	

※ 農地を宅地にした場合など、猶予する理由がなくなったときは、すみやかに下水道課へ届出てください。猶予決定時に決めた負担金額を請求します。

※ 猶予されている土地の所有者が変わった場合にも、下水道課への届出が必要です。

お問い合わせは 下記までご連絡ください

境港市建設部下水道課

〒684-8501 境港市上道町3000番地

排水設備工事・融資・公共下水道使用料・受益者負担金についてのお問い合わせは

普 及 係 (0859-47-1118)

実施中の工事・工事の計画・下水道管の維持管理についてのお問い合わせは

計 画 整 備 係 (0859-47-1117)

処理場・ポンプ場についてのお問い合わせは

〒684-0055 境港市佐斐神町545番地
下水道センター (0859-45-5661)

公共下水道の整備状況等

※別紙計画平面図を参照

(1) 昭和58年度に事業着手し、平成2年度より供用(公共下水道の使用)を開始した。

* 佐斐神町の終末処理場付近から、上流側の境地区方面へ順次整備を進めた。

(2) 平成27年度末における公共下水道の人口普及率は68.6%。

平成23年度変更の事業計画区域である境地区(深田川東側)、上道地区(JR境線東側)、中野地区(JR境線東側、樋ノ上川線北側)の整備がほぼ完了した。

【参考】 公共下水道人口普及率 鳥取県内:68.9%、全国平均:77.8%

(3) 中海側の整備推進のために事業計画変更を平成27年度に行い、渡地区(渡町、西森岡のほぼ全域)、外江地区(外港外江線以南の外江町、県道以南の芝町)、米川町等を新たに事業計画区域に追加し、平成28年度から平成33年度にかけて整備を行う計画である。

(4) 今年度は、渡マンホールポンプ場、境港2号・渡1号・渡2号・渡3号汚水幹線、渡町・森岡町・米川町等の汚水枝線の整備を行う。

◇整備状況(平成28年3月末時点)

項目	行政区域	全体計画	整備済区域
人口(人)	34,972(A)	30,300	23,977(B)
面積(ha)	2,902	1,735	868.5

◇人口普及率及び水洗化率(公共下水道への接続率)

普及率(B)÷(A)	水洗化戸数	水洗化人口	水洗化率(C)÷(B)
68.6%	8,092戸	18,904人(C)	78.8%

◇既存の主要施設

終末処理場	污水管延長	中継ポンプ場	日最大処理能力	日平均流入水量
下水道センター	176.4km	1箇所(下ノ川)	11,350m ³ /日	5,994m ³ /日

◇建設事業費の推移

(単位:百万円)

決算年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 予算
処理場	0	0	68	98	716	540	1,011
污水管等	553	380	477	657	669	669	1,004
雨水施設	155	76	69	27	114	97	71
合計	708	456	614	782	1,499	1,306	2,086
うち繰越分	0	0	114	350	428	67	279
うち現年度分	708	456	500	432	1,071	1,239	1,807

下水道会計の財政状況

(1) 平成27年度事業費の実績

(単位: 百万円)

○支出: 2,578百万円

一般管理費
65 (2.5%)

建設費 污水管、処理場、雨水施設 1,306 (50.7%)	市債返済金 1,028 (39.9%)	維持管理費 179 (6.9%)	●
--------------------------------------	------------------------	------------------------	---

※建設費の内訳 国庫補助: 935百万円、地方単独: 371百万円

○収入: 2,592百万円

受益者負担金
70 (2.8%)

その他
70 (2.6%)

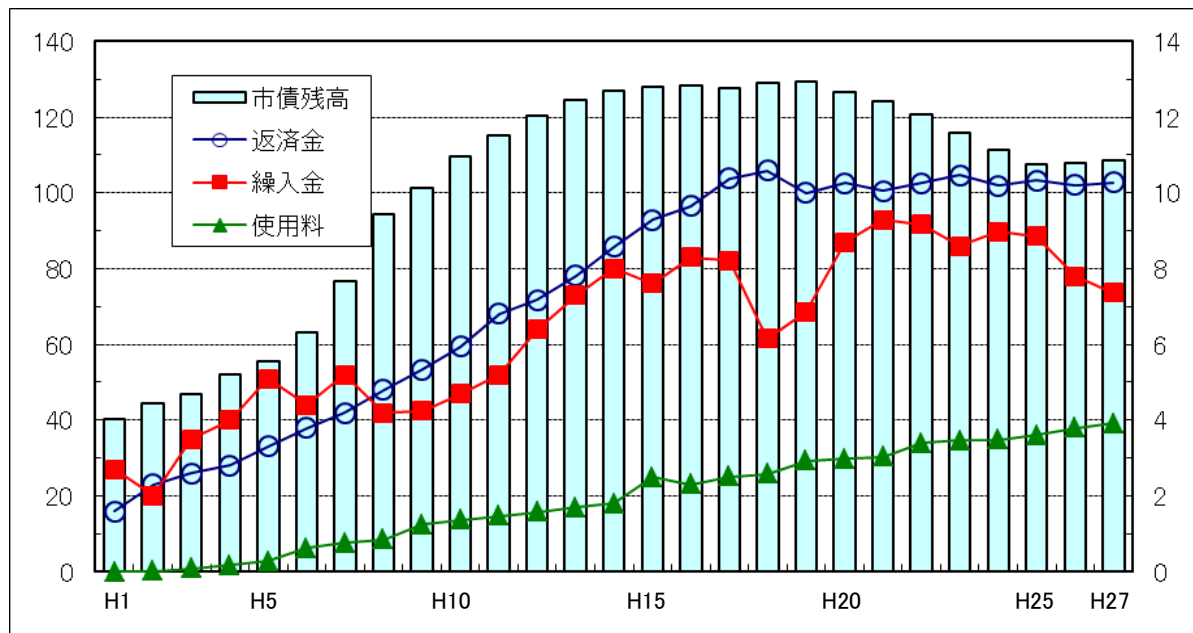
国庫補助金 468 (18.1%)	市債借入金 856 (33.0%)	市繰入金 (市税等) 736 (28.4%)	下水道使用料 392 (15.1%)	●
----------------------	----------------------	------------------------------	--------------------------	---

※市債借入金の内訳 建設費充当分: 778百万円、市債返済金充当分: 78百万円

※収入のうち14百万円は、翌年度に繰り越し

(2) 市債残高、市繰入金等の推移

(単位: 億円)



左軸—市債残高(借入金残高) 平成27年度末の市債残高: 109億円

右軸—市債返済金、市繰入金、下水道使用料収入

※過去の高金利借入分から低金利への借換えによる市債返済金は除く